

介護保険法（抜粋）本市における新たな地域ケア会議の全体像

主たる機能		会議	会議内容	会議主催者	会議構成員	開催頻度
個別ケースの検討	【① 個別課題解決機能】	I 個別ケースの検討を行う地域ケア会議 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> 現在関わっている支援者が困難を感じているケース 支援が必要と判断されるが支援に繋がっていないケースに対する個別支援内容の検討 	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 現在関わっている支援者（ケアマネジャー、民生委員、老人福祉員等） 今後関わって欲しい関係者（民生委員、老人福祉員、地域住民等） 助言・指導の役割を担える関係者（医療関係者等） <p>「地域課題の検討を行う地域ケア会議」の出席者などから、個別ケースの内容に応じて、関係者を招集</p>	必要に応じて随時
	【② 地域包括支援ネットワーク構築機能】	II 地域福祉組織中心の地域ケア会議 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> 各関係者からの活動報告や情報提供 会議構成員の課題解決力向上を目的とした匿名での事例検討 単身世帯高齢者などの見守り活動対象者の状況の情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> 31区民協、学区社協 その他、地域ネットワーク構築のために必要な関係機関（居宅介護支援事業所、警察署、消防署等） 福祉事務所（支援課）は必要に応じて会議に参加 <p>地域福祉組織（学区民協、学区社協）が主催する会議を基礎とし、構成員の課題解決力向上が目的のため、可能な限り、地域福祉組織は「全員」を会議構成員とする。</p>	各学区 年3回 程 度
	【③ 地域課題発見機能】	<日常生活圏域レベル（標準）> III 地域課題の検討を行う地域ケア会議 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケースの課題解決等により蓄積した地域課題の把握、整理、分析、情報共有 地域の多職種の関係機関と連携し、地域に必要な又は不足している社会資源（インフォーマルサービス）の開発、ネットワークの構築の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 医師をはじめとする多職種の関係機関 <p><構成員例></p> <p>地区医師会、学区民協、学区・区社協、居宅介護支援事業所、警察、消防、福祉事務所（支援課）等</p> <p>※ 福祉事務所（支援課）会議の開催支援、参加</p> <p>会議への参加については、標準回数以上を実施している圏域については、必要に応じて参加</p>	各圏域 年2回 程 度 平成27年度は1回以上
地域課題	【③ 地域課題発見機能】	<区・支所レベル> IV 区・支所地域包括支援センター運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活圏域レベルで開催する「地域課題の検討を行う地域ケア会議」の取組支援（地域に不足している社会資源（インフォーマルサービス）の開発、ネットワーク構築への支援など） 地域特性や特徴を活かした区・支所レベルでの取組支援 	福祉事務所（支援課）	<p>「区・支所地域包括支援センター運営協議会」構成組織の区・支所レベルの代表者等</p> <p>区・支所レベルでの多職種のネットワーク構築、医療と介護の連携を促進するため、地区歯科医師会、府薬剤師会、府訪問看護ステーション協議会、地域密着型サービス事業所協議会を新たに構成組織として追加する</p>	各区・支所 年3回 程 度
	【④ 地域づくり・資源開発機能】					

